

第2委員会報告資料

報告第1号 学校給食に係る訴えの提起に関する専決処分について

・・・P1

公益財団法人福岡市教育振興会の奨学金事業について・・・・・・・P3

福岡市総合図書館新ビジョンの推進について・・・・・・・P5

平成27年2月
教育委員会

報告第 1 号 学校給食に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、平成 27 年 1 月 8 日訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものである。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた児童及び生徒の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、平成 26 年 8 月 28 日に支払督促の申立てを行った。
- (3) 本市は、この支払督促について、相手方らが督促異議の申立てを行わなかったため、仮執行の宣言の申立てを行った。
- (4) この仮執行の宣言を付した支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴えの相手方	滞納学校 給食費
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 8660 号 学校給食費請求事件	※個人が特定される情報に ついては掲載しておりません	円 334,808
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 8661 号 学校給食費請求事件		334,808

公益財団法人福岡市教育振興会の奨学金事業について

平成 26 年度の高校入学者から、家庭の授業料負担を軽減する就学支援金制度が拡充されたことを踏まえ、福岡市教育振興会の奨学金貸与月額を見直し、高校卒業後の返還負担の軽減を図るもの。

また、貸与月額の見直しと併せて返還金の滞納対策を強化することにより、事業の安定運営を実現し、本市の未来の子どもたちが経済的理由により高校進学を断念することがないよう、将来にわたって持続可能な制度とするもの。

1 現状

(1) 制度の概要

区分		内容
貸与額	入学資金	公立：50 千円，私立：100 千円
	奨学資金	公立：月額 18 千円，15 千円，10 千円から選択 私立：月額 30 千円，20 千円，10 千円から選択
所得要件		日本学生支援機構に準拠
返還		高校卒業の 6 か月後から，公立は 9 年以内，私立は 14 年以内で返還（無利子，大学進学等による猶予制度あり）

(2) 貸与・回収等の状況

区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
奨学金貸与額	813,498 冊	804,846 冊	768,548 冊	790,817 冊
返還金収入	410,527 冊	491,836 冊	510,893 冊	552,653 冊
回収率(現年度)	73.23%	76.21%	77.15%	78.06%
累積滞納額	656,075 冊	654,295 冊	661,702 冊	663,923 冊

2 貸与月額の見直し等

平成 26 年度より、家庭の授業料負担を軽減する就学支援金制度が改正され、私立高校在学者で年収 590 万円未満程度の世帯に対する支給月額が 4,950 円増額されたことを踏まえ、私立高校在学者への奨学金貸与月額の一部を 5,000 円減額する。

区分	現行	見直し後
私立	30,000 円/月	25,000 円/月 (▲ 5,000 円)
	20,000 円/月	15,000 円/月 (▲ 5,000 円)
	10,000 円/月	10,000 円/月 (現行どおり)

※返還期間については、貸与総額に応じた返還月額とするため、公私の均衡を考慮し、公立は 9 年以内、私立は 12 年又は 9 年以内とする。

【参考】就学支援金制度の改正概要

- 公立：授業料不徴収制度から就学支援金制度に移行し、市民税所得割額が 30 万 4,200 円（年収 910 万円程度）以上の世帯を対象外とする所得制限を導入。対象世帯への支給月額は 9,900 円に変更なし。
- 私立：公立と同様に所得制限を導入し、市民税所得割額が 15 万 4,500 円（年収 590 万円程度）未満の世帯への支給月額を以下のとおり 4,950 円増額。

年収（目安）	支給月額	年収（目安）	支給月額
250 万円未満	19,800 円	250 万円未満	24,750 円
250 万円～350 万円	14,850 円	250 万円～350 万円	19,800 円
350 万円以上	9,900 円	350 万円～590 万円	14,850 円
		590 万円～910 万円	9,900 円
		910 万円以上	支給なし

4,950 円増額

3 滞納対策の強化等

平成 21 年度に債権管理システムを導入し、滞納対策を推進してきた結果、返還金の回収率は着実に向上しているが、さらなる滞納対策の強化により事業の安定運営を図る。

（外郭団体改革実行計画に掲げる回収率の目標値：現年度 80%、過年度 20%）

- 平成 27 年度から新たに訪問徴収嘱託員を導入し、家庭訪問による督促・徴収体制を強化
- 再三の催告にも関わらず返還金の納付がなされない悪質滞納者に対しては、裁判所への支払督促申立後、相手方の資力等も考慮した上で、強制執行を実施
- 滞納債権のうち、債務者が破産しているなど実質的に回収が不可能と認められる債権については、市の債権管理条例に倣い、債権の償却を実施

福岡市総合図書館新ビジョンの推進について

1 事業計画及び成果指標について

(1) 趣旨

平成8年6月福岡市総合図書館開館以来、少子高齢化や高度情報化、国際化の進展など社会状況が大きく変化してきた。このような状況の中で、市民ニーズの高度化、多様化という新たな環境変化に対応していくため、今求められる図書館の役割を踏まえ、これから目指すべき図書館像を定める「福岡市総合図書館新ビジョン」を平成26年6月に策定した。

この「福岡市総合図書館新ビジョン」は平成26年度を始期とする10年間を計画期間としており、その推進のため、重点的に取り組む具体的な施策・事業について5年ごとにその事業計画を作成し、成果指標を定めて計画的に事業を実施していくもの。

(2) 進行管理と評価

新ビジョンを着実に推進していくために、年度ごとに図書館サービスや業務についての評価を行い、進行管理を行う。

そのため、年度ごとにアンケートを実施しながら、内部評価を行うとともに、さらに、内部評価について意見を聴くため、福岡市図書館評価委員会（福岡市総合図書館運営審議会委員及び外部委員の計4名程度で構成）を設置して、市民や有識者の視点を取り入れた外部評価を行い、結果を公表する。その評価内容に応じて、図書館サービスの改善を図っていく。

毎年4月 アンケートの実施

6月 アンケート結果や成果指標などに基づく内部評価

7月 福岡市図書館評価委員会による外部評価及びその公表
評価内容に応じた改善

(3) 成果指標と目標数値

	現状	平成30年度	平成35年度
図書館サービスの満足度	75.5%	85%	90%
	平成25年度実績		
入館者数	4,224千人	5,500千人	6,000千人
個人貸出冊数	4,633千冊	5,200千冊	6,000千冊
貸出利用者数	1,291千人	1,400千人	1,500千人
新規登録者数	30千人	45千人	60千人

2 今後の運営体制のあり方について

(1) 趣旨

「福岡市総合図書館新ビジョン」の推進にあたり、課題のひとつである運営体制のあり方について、民間の能力を活用し、公の施設の管理を指定管理者に行わせる指定管理者制度を一部導入することで、現在の図書館の人的資産の活用や財源の再配分を行い、図書館サービスの充実を図るもの。

(2) 指定管理者制度導入案

他政令市や都道府県立の図書館の管理運営形態や、新ビジョン策定時に実施したパブリックコメントにおける意見の具体的な内容等も参考に、総合図書館については、施設の維持管理や施設案内、快適な空間づくり等に係る業務を対象に、東図書館については、窓口業務等を対象に、指定管理者制度導入案をまとめるもの。

① 総合図書館

市の業務	指定管理者の業務
<ul style="list-style-type: none">・ 図書、文書、映像資料の収集保存・ 図書、文書、映像資料の調査研究・ 図書、文書、映像資料を活用した事業・ 図書サービス業務（貸出返却、排架、整理、レファレンス等）・ 読書普及事業（企画調整含む）・ 学校図書館や地域読書活動への支援・ 総合図書館新ビジョンの推進 等	<ul style="list-style-type: none">・ 建物管理全般（設備保守・点検、警備、清掃等）・ ホール等の利用許可、使用料徴収・ 施設案内、地域情報の提供発信・ やすらぎの場づくり・ 交流の場づくり（自主企画事業等）・ 施設空間の有効活用 等

〈主な効果〉

- 建物管理の各委託契約における事務や連絡調整、また職員が担っている管理業務等を指定管理業務とすることによる行政のスリム化
- 技術資格や専門知識を持つスタッフにより、迅速かつ柔軟な対応や計画的な管理が図られる
- 快適な空間づくり等の面で、民間のノウハウを活用できる
- 財源の再配分による図書館サービスの充実

〈導入後の展開〉

- 利用時間の拡大
- 利用者サービスの充実
- やすらぎと交流の場づくり、広場等を活用したイベントの実施

〈建物管理や交流の場づくり等において、指定管理者制度導入により充実した例〉

- イベントスペース等での企画事業開催や交流の場としたことで「活気がある」「敷居が低くなった」「利用しやすくなった」などの意見を得た。民間のノウハウなしには難し

かったと考える【山梨県立】

- 効率的な施設，設備の維持管理により，経費節減が図られた【岡山県立】
- 指定管理者の提案により，休日にあたる月曜日の代休となる休館日の廃止や，7月8月の土日の開館時間1時間延長が実施された【広島市】
- 館内コンシェルジュの配置【熊本市】

② 東図書館

市の業務	指定管理者の業務
・ 図書資料の収集保存	・ 図書サービス業務（貸出返却，排架，整理，利用案内等） ・ 読書普及事業 等

〈主な効果〉

- 人的資産の活用による，行政が担うべき市全体の図書館業務の充実
- 読書普及事業実施等の面で，民間のネットワークを活用できる
- 接遇面等についての専門的研修を受けた窓口スタッフが配置できる

〈導入後の展開〉

- 香椎副都心公共施設内の証明サービスコーナーや市民の広場にあわせた利用時間の拡大
- 現在の読書相談員の専門性を活かした，学校図書館や地域読書活動への支援等のアウトリーチ活動の全市的な展開

〈図書サービス業務等において，指定管理者制度導入により充実した例〉

- スタンプラリーや本の福袋などの読書普及事業や，中高生ボランティアによる選書【仙台市】
- カウンター脇で文具の販売や新刊図書の注文取次。館外での図書館利用登録の出張受付手続【横浜市】
- おりがみ教室，かるた大会，工作教室などの児童参加型事業の充実。クラシック音楽のインターネット配信サービス【浜松市】
- 読書シートを地域の小学校全児童に配布。図書館資料を利用した野外（植物園）での親子調べ学習活動。ボランティア団体の交流会の実施【神戸市】
- 民間のネットワークを活用したビジネス支援講座の開催。寄席や医療情報支援セミナー，読書感想文コンクールなどの実施。民放ラジオによる広報番組。ブックリサイクル事業【北九州市】
- 著名人による講演会や研究者を招いたサイエンスカフェ，民間企業と連携した大人の読書会などの開催。地元アーティストの作品展示【熊本市】

(3) スケジュール案

- 平成 26 年度 条例改正の議案上程（3 月議会）
 〈条例改正後〉
- 平成 27 年度 指定管理者選定委員会の設置
 指定管理者の公募
 指定管理者指定議案上程（12 月議会を予定）
- 平成 28 年 4 月 総合図書館：指定管理者による管理開始
- 平成 28 年上期 東図書館：指定管理者による管理開始（香椎副都心公共施設内に移転開館後）

〔参考〕

総合図書館 開館時間 火～土 午前10時～午後7時 日・休 午前10時～午後6時
 休館日 毎週月曜，毎月末日，年末年始，図書整理期間
 蔵書冊数 約128万冊 鉄筋コンクリート造5階建
 敷地面積 19,818㎡ 延床面積 24,120㎡（政令市で2番目の広さ）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
入館者数	2,233,000 人	2,030,533 人	2,024,255 人	1,794,548 人	1,809,714 人
個人貸出冊数	1,912,951 冊 うち自動貸出機 利用 40.8%	1,823,189 冊 うち自動貸出機 利用 41.8%	1,731,777 冊 うち自動貸出機 利用 41.8%	1,612,287 冊 うち自動貸出機 利用 42.6%	1,568,289 冊 うち自動貸出機 利用 44.5%
貸出利用者数	1,312,016 人	1,391,323 人	1,377,726 人	1,310,080 人	1,290,720 人
レファレンス等件数	一日 290.2 件	一日 361.2 件	一日 321.0 件	一日 301.7 件	一日 337.3 件

東図書館 開館時間 火～日 午前10時～午後6時
 休館日 毎週月曜，毎月末日，年末年始，図書整理期間
 蔵書冊数 約6万冊
 鉄筋コンクリート造2階建の1階南側の一部（香椎副都心公共施設内に移転後） 延床面積 753㎡ ※ 現在は延床面積 361㎡

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
入館者数	—	—	—	150,404 人	162,357 人
個人貸出冊数	317,504 冊 うち自動貸出機 利用 65.0%	315,083 冊 うち自動貸出機 利用 67.4%	324,706 冊 うち自動貸出機 利用 68.8%	302,233 冊 うち自動貸出機 利用 69.0%	294,990 冊 うち自動貸出機 利用 66.3%
貸出利用者数	80,315 人	81,264 人	82,919 人	77,957 人	78,607 人
利用案内等件数	一日 17.7 件	一日 24.7 件	一日 24.2 件	一日 19.9 件	一日 20.3 件
読書 行事	回数	おはなし会 60 回	おはなし会 60 回	おはなし会 59 回	おはなし会 62 回
	参加者数	884 人	863 人	824 人	911 人

※ 入館者数については，平成 23 年度までは集計していない

公共図書館数と個人貸出冊数の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
公共図書館数	3,196	3,210	3,234	3,248
個人貸出冊数	711,715 千冊	716,181 千冊	714,971 千冊	711,494 千冊

出典：日本図書館協会「日本の図書館 統計と名簿」各年度版より

全国の公立図書館の指定管理者制度導入状況

◎指定管理者制度を導入している自治体及び図書館数（～平成 25 年度）

	都道府県	政令市	東京都 特別区	政令市 以外の市	町村	合 計
自治体数	4	8	11	110	45	178
図書館数	4	49	94	199	50	396

出典：日本図書館協会「図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について 2014 年調査」

◎都道府県・政令市の指定管理者制度導入状況（～平成 25 年度）

	自治体名	図書館数	うち 導入館数	導入時期 (当初)	備考
政令市	仙台市	7	2	H20. 4	
	横浜市	18	1	H22. 4	
	浜松市	22	8	H18. 11	
	名古屋市	21	1	H25. 4	
	神戸市	11	10	H20. 4	
	広島市	11	11	H18. 4	
	北九州市	18	14	H17. 4	
	熊本市	4	2	H23. 10	
都道府県	岩手県	1	1	H18. 4	
	山梨県	1	1	H24. 11	
	愛知県	1	1	H25. 4	建物管理のみ
	岡山県	1	1	H19. 4	建物管理のみ

出典：全国政令指定都市立図書館長会議資料

◎福岡県内自治体の指定管理者制度導入状況

	図書館数	うち 導入館数
福岡県内 縣市町立図書館	116	28

出典：福岡県立図書館の調査 平成 26 年 4 月 1 日現在

福岡市総合図書館新ビジョン 事業計画及び成果指標(平成26年度～平成30年度)【概要版】

新ビジョン策定の経緯

平成23年9月～平成24年5月
「これからの図書館のあり方について」懇話会を設置し、意見聴取

平成25年5月
「これからの福岡市図書館のあり方」について、総合図書館運営審議会に諮問

平成25年11月
総合図書館運営審議会より答申

平成26年3月
「福岡市総合図書館新ビジョン(素案)」を策定

平成26年4月
パブリック・コメントを実施

平成26年6月
「福岡市総合図書館新ビジョン」を策定

平成27年2月
「福岡市総合図書館新ビジョン」
事業計画及び成果指標(H26～H30)を策定

「福岡市総合図書館新ビジョン」は、平成26年度を始期とする10年間を計画期間としており、新ビジョン推進のため、重点的に取り組む具体的な施策・事業について5年ごとにその事業計画を作成し、成果指標を定めて計画的に事業を実施していくもの。



新ビジョンの推進

基本理念 市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる 新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館

総合図書館は、利用者の高度化・多様化するニーズに対応できる資料・情報を提供する生涯学習施設として、また、内部空間だけでなく外部空間も含めて、快適な空間を最大限に活用することにより、これまで図書館を利用したことのない人や観光客なども集う場を創出し、多くの市民がくつろぎ、楽しさを共有できる新たな情報・交流の拠点となる図書館を目指す。

4つの図書館像

誰もが楽しめる魅力ある図書館

- ・誰もが利用できる図書館サービス
- ・魅力ある図書館づくり

さまざまな情報を求める市民に応える図書館

- ・資料・情報の幅広い収集・保存
- ・レファレンスサービスの充実・強化
- ・ネットワーク機能の充実
- ・情報化の進展に対応したサービスの向上

子どもと本をつないで豊かな心を育む図書館

- ・「福岡市子ども読書活動推進計画」の推進
- ・学校図書館との連携

総合図書館の特色を生かした図書館

- ・映像資料の公開機能の充実
- ・公文書資料の有効活用
- ・福岡の歴史に関わる古文書資料・郷土資料の後世への伝承
- ・市民に認知される福岡市文学館の環境整備

4つの図書館像の実現を支える効率的で効果的な図書館運営

- ・民間活力の導入を含めた運営方法について検討
- ・施設の有効活用や自主財源の確保
- ・職員の専門知識や技術の向上
- ・積極的に情報を発信及び提供

新たな取り組み

- ①図書資料の貸出・返却拠点の新設
◇分館の新設 ◇貸出・返却拠点等の新設
- ②利用時間の拡大(開館時間、休館日の見直し)
- ③図書館イベントの充実
◇大人向けの読書会
- ④快適な空間づくり
◇やすらぎと交流の場づくり ◇館内レイアウトの変更

- ①図書館サービスの充実
◇資料収集の充実 ◇レファレンス(相談)サービスの充実
◇情報提供の充実 ◇ホームページ等の複写サービス
◇無線LAN環境の整備
- ②地域読書活動への支援
◇団体貸出先の拡大 ◇公民館等の読書活動への支援
- ③市関連施設の図書室との相互協力

- ①子どもへの読書普及事業
◇モデル児童図書目録の配布 ◇新一年生への貸出カードの付与
◇ヤングアダルト層(12～18歳まで)への広報活動の強化
◇読書活動ボランティア講座の強化
- ②学校図書館への支援
◇学校図書館支援センターの設置

- ①映像資料部門の強化
◇図書館以外でのアジア映画上映 ◇広報活動の強化
- ②文書資料部門の強化
◇歴史的公文書のデジタルデータ化及びシステム化
◇古文書資料、貴重郷土資料のデジタルデータ化
◇福岡市文学館事業の利用拡大

- ①図書館運営の強化
◇運営方法(民間活力の導入)の検討 ◇職員の育成及び技術向上
◇図書館ボランティアとの共働の推進
◇施設の有効活用などによる財源確保
- ②情報発信の推進

重点的に取り組む主な施策・事業

新ビジョン	項目	H26	H27	H28	H29	H30	展 開						
誰もが楽しめる魅力ある図書館	貸出・返却拠点の新設	◇設置(木の葉モール)	◇設置(南区南部)	継続的に検討, 協議			貸出拠点数	H25 13地点	H30 15地点	返却拠点数	H25 21地点	H30 25地点	
	利用時間の拡大	◇実施(総合・東)			検討(段階的に実施)			入館者数	H25 4,224千人/年	H30 5,500千人/年			
	快適な空間づくり	計画	リニューアル(段階的に実施)										
さまざまな情報を求める市民に応える図書館	図書館サービスの充実	準備	電子メールレファレンスサービスの実施					レファレンス件数(電子メール)	H25 0件/年	H30 1,500件/年			
	地域読書活動への支援	準備	公民館等の読書活動への支援					貸出団体数	H25 344団体	H30 390団体	配本冊数	H25 236,455冊	H30 244,000冊
	市関連施設の図書室との相互協力	準備	議会図書室との連携					貸出冊数	H25 0冊	H30 40冊/年			
子どもと本をつないで豊かな心を育む図書館	子どもへの読書普及	準備	新一年生へ貸出カードの付与					個人登録者数(小1)	H25 3,069人	H30 14,000人			
	学校図書館支援センター	準備	学校図書館への支援					学校図書館への配本数	H25 0冊/年	H30 3,200冊/年	学校図書館への対応件数	H25 0件/年	H30 100件/年
総合図書館の特色を生かした図書館	映像部門の強化	準備	図書館以外でのアジア映画上映					アジア映画上映回数	H25 0回/年	H30 2回/年	入場者数	H25 0人/年	H30 100人/年
	文書部門の強化		歴史的公文書のデジタル化準備	デジタル化	公開		公文書資料閲覧数	H25 47件(マイクロフィルム)	H30 100件(デジタルデータ)	文学館事業参加者数	H25 4,400人	H30 5,000人	
4つの図書館像の実現を支える効率的で効果的な図書館運営	図書館運営の強化	民間活力導入の検討	総合(一部)・東に指定管理者制度					ボランティア総活動時間	H25 4,084時間	H30 4,500時間	広告料等収入額	H25 785千円	H30 6,000千円
		準備	インターンシップ制度					インターンシップ受入人数	H25 0人/年	H30 10人/年			
		工事	駐車場の有料化										
	情報発信の充実	準備	メールマガジン配信					ホームページアクセス数	H25 224万回/年	H30 250万回/年	メールマガジン登録者数	H25 0人	H30 5,000人

成果指標

図書館利用者の満足度（図書館サービスに対して満足している図書館利用者の割合）
 【現在】 75.5% → 【平成30年度】 85% → 【平成35年度】 90%

目標数値

【平成25年度】

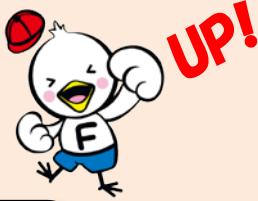
入館者数 4,224千人
 個人貸出冊数 4,633千冊
 貸出利用者数 1,291千人
 新規登録者数 30千人

【平成30年度】

入館者数 5,500千人
 個人貸出冊数 5,200千冊
 貸出利用者数 1,400千人
 新規登録者数 45千人

【平成35年度】

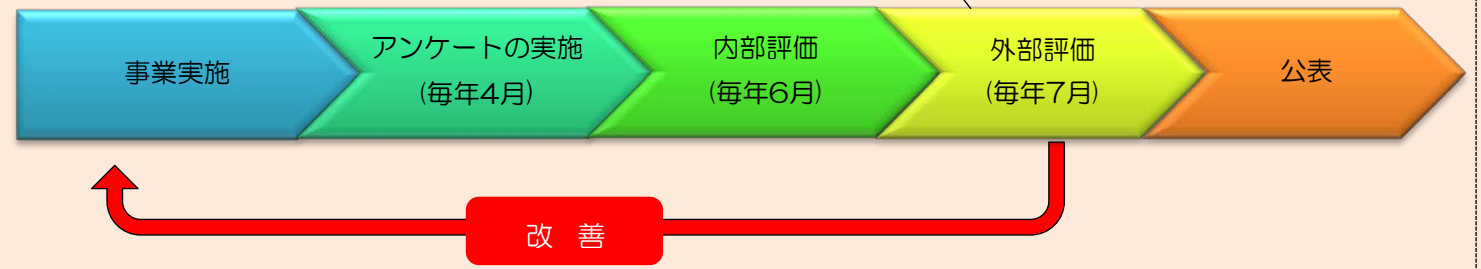
入館者数 6,000千人
 個人貸出冊数 6,000千冊
 貸出利用者数 1,500千人
 新規登録者数 60千人



事業評価

新ビジョンを着実に推進していくため、年度ごとに図書館サービスや業務について評価を行い、進行管理を行う。

事業評価の流れ



福岡市図書館評価委員会(仮称)

- ・運営審議会委員及び外部委員の4名程度で構成
- ・事業について客観的に評価し、市に報告

今後の運営体制のあり方

図書館行政の根幹部分は市が担い、民間の能力を活用できる部分は民間事業者任せすることで、サービスの向上を図ります。

【指定管理制度による主な効果】

総合図書館

- ・建物管理の各委託契約における事務や連絡調整、また職員が担っている管理業務等を指定管理業務とすることによる行政のスリム化
- ・技術資格や専門知識を持つスタッフにより、迅速かつ柔軟な対応や計画的な管理が図られる
- ・快適な空間づくり等の面で、民間のノウハウを活用

東図書館

- ・読書普及事業実施等の面で、民間ネットワークを活用できる
- ・接遇面等についての専門的研修を受けた窓口スタッフが配置できる



業務の分担

【主な市の業務】

- ・図書、文書、映像資料の収集保存、調査研究
- ・上記資料を活用した事業
- ・読書普及事業（企画調整を含む）
- ・学校図書館や地域読書活動に対する支援
- ・総合図書館新ビジョンの推進 など

【主な指定管理者の業務】 H28～

総合図書館

- ・建物管理全般（清掃、警備等）
- ・利用案内、地域情報の提供発信
- ・ホール等の利用許可、使用料徴収 など

東図書館

- ・図書サービス業務（貸出返却、排架、整理等）
- ・読書普及事業 など

効果

人的資産
・財源
の再配分

新規事業の実施
及び
図書館サービスの充実
（利用時間の拡大や
アウトリーチ活動など）

